平成 30 年 7 月 31 日

第 13127 号(火曜日)

火曜 金曜発行 毎週2回

次 目

1

3

4

5

5

○石川県農業共済組合検査規程の一部改正(農業政策課)

告

○シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び

職種の指定公告

○農用地利用配分計画の認可公告 ○土地改良区の役員退任公告

○土地改良区の役員就任公告

(労働企画課)

百

(農業政策課)

(農業基盤課)

○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

戸

6

選挙管理委員会

- ○石川県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収 支報告書の要旨の公表
- ○石川県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に

関する収支報告書の要旨の公表

令 訓

石川県訓令第8号

農林水産部

石川県農業共済組合検査規程(昭和43年石川県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月31日

石川県知事

第1条中「農業災害権賃払」を「農業保険法」に、「第百四十二条の二から第百四十二条の四まで」を「第二百九 条第一項から第三項まで」に好める。

第2条から第19条までを次のように改める。

(検査の目的)

第二条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、 組合に対する個別の指導監督の実を挙げ、もつて農業保険法第二条第一項に規定する農業共済事業における組合の 正常な事業運営を促進することを目的とする。

(検査の視点)

第三条 前条に規定する検査の視点は、次の各号に掲げる観点ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一合法性 法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業規程、諸規則等の遵守状況を検討する。
- 二 合目的性 農業保険法第一条の規定及び定款等の組合が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされてい るかどうかを検討する。
- 三 合理性 業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。

(常例検査及び年間検査計画等の作成)

第四条 知事は、年度当初に、月別の年間検査計画及び当該年度における検査重点事項を作成する。ただし、行政上 の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は組合の組合員から検査の請求があつた場合は、この限りでない。 (検査事項)

第五条 検査は、別に定める農業共済組合検査実施要領に従い、組合の業務及び会計の全てについて行うものとする。 ただし、知事が特に指示した場合には、当該指示により行うものとする。

(検査の場所と方法)

第六条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の 検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員からの説明の聴取(第十一条第一項において「現物の検査等」と いう。)の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につ

一种成30年7月31日(八曜日

き、検査を行うことができる。

(険査基準日)

作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。第七条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が

(検査の範囲)

業年度の開始の日前及び検査基準日後の組合の業務及び会計の状況についても行うことができる。及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められるときは、検査基準日の属する事業年度の前事第人条 検査は、原則として検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合の業務

(執務時間内検査の原則)

承諾を得たときは、この限りでない。第九条 検査は、組合の執務時間内に行う。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、組合の理事その他の責任者の

(無通告検査の原則)

の限りでない。第十条 検査は、あらかじめ通告しないで行う。ただし、検査の実効性を確保するため必要と認められる場合は、こ

(検査員)

- し、検査の一環として、支所等の出先機関において単独で現物の検査等を行うことは、これを妨げない。第十一条 検査は、知事が命令した職員(以下「検査員」という。)二人以上が一組になつて行うものとする。ただ
- て選定するものとする。2 検査に当たつては、検査員の中から一人を当該検査の責任者(第十六条において「検査責任者」という。)とし
- 公正不偏の態度を保持しなければならない。3 検査員は、十分な注意をもつて検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たつて、常に3
- 検査を実施しなければならない。4 検査員は、組合の業務及び会計が適切であり、かつ、妥当であるかどうかを判断するに足りる基礎を得るまで、
- いように留意しなければならない。 検査員は、検査に当たつては、組合の業務執行に支障のないようにするとともに、組合に無用の負担を負わせな
- ない。 6 検査員は、常に穏健かつ冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するように努めなければなら

(検査命令書等の交付及び携行)

- る。第十二条 知事は、検査員に検査命令書(別記様式第一号)及び身分証明書(別記様式第二号)を交付するものとす
- 査員であることを証する身分証明書を携行しなければならない。 3 検査員は、検査の着手に際して、組合の理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書を提示するとともに、検

(検査の立会い)

- 第十三条 検査に当たつては、組合の理事その他の責任者一人以上を立ち会わせて行うものとする。
- 2 前頃に規定する立会人のほか、できるだけ組合の監事を立ち会わせるものとする。

(私物検査の制限)

る場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。第十四条(検査員は、組合の役員及び職員の私物について、検査を行つてはならない。ただし、検査上特に必要があ

(取引先その他との照査)

ことができる。 職員その他の関係者に対し、個人情報の保護等に十分に配慮した上で、任意の説明、答弁又は書面の提出を求める第十五条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員又は加入者、取引先、退任(職)した役員又は

(検査の拒否等に対する措置)

きは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。第十六条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたと

(検査講評)

なった事項について講評を行うとともに、その責任者から当該講評についての意見等を聴取するようにしなければ第十七条 検査員は、検査の終了に際して、組合の理事、監事その他の責任者に対し、口頭をもつて検査中明らかに

ならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査結果の報告及び検査書の交付)

第十八条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、検査終了後速やかに、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務運営上是正又は改善の必要が あると認められる重要な指摘事項を記載した検査書を作成し、組合の理事に交付するものとする。
- 3 知事は、検査の結果、特に是正又は改善を要すると認める事項がある場合には、必要な命令をするとともに、組 合の理事に対して当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について報告書の提出を求めるものとする。
- 4 知事は、農業保険法第二百九条第三項の規定による検査を行つた場合には、当該検査の請求をした者に対し、当 該検査結果の概要を通知するものとする。

(農林水産大臣との連携)

第十九条 知事が、組合の検査を実施するに当たつて、農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産 大臣と見解が一致するときは、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう 協力して、検査を実施するものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

(守秘義務)

第二十条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

別記様式第1号中「第9条関係」を「第12条関係」に、「農業災害補償法第142条の3 (第142条の2、第142条の4)」 を「農業保険法第209条第1項から第3項まで」に改める。

別記様式第2号中「第9条関係」を「第12条関係」に、「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を 「農業保険法第209条第1項から第3項まで」に改める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 公

シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定公告

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条において読み替えて準用する同法第39条第 1項の規定により、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定に係るシルバー人材センター連合の名称 公益社団法人石川県シルバー人材センター連合会
- 2 指定をした業種及び職種 次の表のとおり

業	種(日本標準産業分類に定める中分類)		職種(厚生労働省編職業分類に定める中分類)
		54	製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶
09	食料品製造業		接・溶断を除く)
09 政科	及科印袋坦未	77	包装の職業
		78	その他の運搬・清掃・包装等の職業
11	繊維工業	77	包装の職業
1.4	パルプ・紙・紙加工品製造業	54	製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶
14	ハルノ・紙・紙加工品製垣業		接・溶断を除く)
18	プラスチック製品製造業	78	その他の運搬・清掃・包装等の職業
21	窯業・土石製品製造業	54	製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶
21	杰未· 工 4		接・溶断を除く)
24	金属製品製造業	52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
25	はん用機械器具製造業	57	機械組立の職業

	AL	52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
26	生産用機械器具製造業	78	その他の運搬・清掃・包装等の職業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	78	その他の運搬・清掃・包装等の職業
31	輸送用機械器具製造業	78	その他の運搬・清掃・包装等の職業

3 指定に係る市町村の区域

白山市全域

4 指定年月日

平成30年7月31日

1 指定に係るシルバー人材センター連合の名称 公益社団法人石川県シルバー人材センター連合会

2 指定をした業種及び職種 次の表のとおり

業種(日本標準産業分類に定める中分類)	職種(厚生労働省編職業分類に定める中分類)
98 地方公務	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

3 指定に係る市町村の区域 能登町全域

4 指定年月日

平成30年7月31日

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画 を次のとおり認可した。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	学等を受ける者	
氏名又は名称	住	賃借権の設定等を受ける土地
東田 耕作	小松市拓栄町392番地	小松市長谷町イ221番
有限会社 北次農場	能美郡川北町字朝日イ24番地	能美郡川北町字土室189番ほか2筆
松本 秋一	河北郡津幡町字南中条7号11番地	河北郡津幡町字太田る36番ほか1筆
農事組合法人 さかい	河北郡津幡町字能瀬力34番地	河北郡津幡町字能瀬ワ50番3ほか5筆
農事組合法人 市谷	河北郡津幡町字市谷ヲ79番甲地	河北郡津幡町字市谷ヒ56番ほか10筆
農事組合法人 スワン	河北郡津幡町字舟橋164番地	河北郡津幡町字舟橋45番1ほか5筆
松本 良明	河北郡津幡町字谷内リ10番地	河北郡津幡町字川尻は36番ほか1筆
農事組合法人 末廣農産	かほく市上山田ソ75番地	河北郡津幡町字北中条参号21番1ほか1筆
株式会社 しなんた	羽咋郡志賀町代田62番地	羽咋郡志賀町代田4番ほか18筆
中村 辰生	羽咋郡宝達志水町小川ハ43番地	羽咋郡宝達志水町小川八4番
農事組合法人 あぐりばんば	鹿島郡中能登町東馬場ほ59番地	鹿島郡中能登町井田た4番ほか4筆
有限会社 フロンティアはら	羽咋市本江町84番地	羽咋市中川町7番ほか1筆
辻浦 芳一	鳳珠郡能登町字国光八部62番地	鳳珠郡能登町字柳田竹部112番1ほか5筆
有限会社 川原農産	輪島市町野町佐野へ部28番地	鳳珠郡能登町字柳田松部95番
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町字黒川38号37番地	鳳珠郡能登町字柳田中部106番1ほか19筆
農事組合法人 SKyファーム	鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地	鳳珠郡能登町字柳田竹部117番1ほか2筆
農事組合法人 三甲農産	鳳珠郡能登町字当目24字30番地	鳳珠郡能登町字柳田中部100番1

農事組合法人	長尾営農組合	鳳珠郡能登町字上長尾梅部32番地	鳳珠郡能登町字小間生梅部79番1ほか2筆
平瀬 修一		鳳珠郡能登町字上町10字134番地	鳳珠郡能登町字上町は部23番ほか14筆
農事組合法人	きずな	珠洲市野々江町テの部33番地	珠洲市野々江町え部4番ほか4筆

2 認可年月日

平成30年7月31日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届 出があった。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

御茶用水土地改良区

職名	氏	名	住 所	退任年月日
理 事	馬場	文 明	小松市軽海町ヲ95番地	平成29年4月5日
"	面	榮次郎	" 荒木田町リ51番地	Л
IJ	大 田	健一郎	〃 軽海町ヲ22番地	11
IJ	森 若	隆志	〃 軽海町ヲ27番地	"
"	南	豊明	〃 荒木田町ニ78番地	ıı .
JJ	岡本	彰良	〃 軽海町ヲ78番地	II .
JJ.	山 田	勝男	" 荒木田町ホ22番地	n n
II.	多保田	浩 英	〃 軽海町ヲ38番地	п
IJ	山岸	一 英	# 軽海町ワ44番地	"
11	西田	清 明	" 荒木田町リ13番地1	"
"	堂 前	孝 雄	" 荒木田町ホ15番地1	II .
JJ.	南	雅敏	" 荒木田町ホ25番地	11
監 事	本 川	幸雄	〃 軽海町ヲ55番地	n n
IJ	中 田	洋 志	" 荒木田町リ31番地	11

土地改良区の役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届 出があった。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

御茶用水土地改良区

職名	氏	名	住	所	就任年月日
理 事	馬場	文 明	小松市軽海町ヲ95番地		平成29年4月6日
n	面	榮 次 郎	" 荒木田町リ51番地		11
JJ.	大 田	健一郎	〃 軽海町ヲ22番地		11
JJ	森 若	隆志	〃 軽海町ヲ27番地		Ш
"	山 田	勝男	〃 荒木田町ホ22番地		"
ıı	岡本	彰良	〃 軽海町ヲ78番地		"
n n	多保田	浩 英	〃 軽海町ヲ38番地		II .
II.	山岸	一英	〃 軽海町ワ44番地		II.
II.	西田	清 明	〃 荒木田町リ13番地1		"
"	南	雅敏	" 荒木田町ホ25番地		11

平成 30 年 7 月 31 日 (火曜日)

"	堂	前	志着	車 男	Ţ,	荒木田町リ45番地	II .
JJ	Щ	田	浩	幸	"	荒木田町二90番地	n n
監 事	本	Ш	幸	雄	11	軽海町ヲ55番地	11
JJ.	中	田	洋	志	11	荒木田町リ31番地	ıı .

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したの で、その関係書類を平成30年8月1日から同月29日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦 覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたこ とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県 知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消し の訴えを提起することができる。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第13127号

地区名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
中能登中央地区	用排水施設整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	中能登町役場鹿島庁舎

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第77号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項及び第2項の規定により、平成30年3月11日執行の石川県知事 選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年7月31日

石川県選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成30年3月11日執行 石川県知事選挙

- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 30,914,200円
- 3 報告書の要旨(50音順)

候補者氏名	小	倉	恵	美	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年	2月1	目から	第1回分
出納責任者氏名	松	葉		博								别间	平成30年	3月2	3日まで	第 1四万
	収			入								支	[出		
								円								円
主たる寄附									家	屋	費					405, 231
(氏名・団体名)					(字	序附名	預)	i	選挙事	事務所	費				403, 831
石川県に新し	い知事	事を認	延生さ	させる	会	1, 264, 718			集合会場費							1, 400
日本共産党石	川県刻	5員会					51,0	000	印刷費 1			1,	, 082, 100			
									広	告	費					360, 266
									文	具	費					8,610
									食	糧	費					64, 021
									休	泊	費					42, 390
									雑		費					17,820

総計		1, 315, 718	総	計			1, 980, 438
		項		金	額		
古山のされい弗合田	十口 小 名	ビラの作成					225, 300円
支出のうち公費負担	竹彐徦	ポスターの作成			694,800円		
		8		920, 100円			
報告書受理年月日	平成30	年3月26日 第1回報	告分		·		

候補者氏名	小	倉	恵	美	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年	3月28	8日から	第2回分
出納責任者氏名	松	葉		博					2			別則	平成30年	4月1	3日まで	弗∠ 四刀
	収			入								支		出		
								円								円
									印	刷	費					209, 700
									雑		費					5, 938
今 回 計								0	今	口	計					215, 638
前回計						1, 3	15, 7	718	前	口	計				1	, 980, 438
総計						1, 3	15, 7	718	総		計				2	, 196, 076
							項			目				金		額
古山のミナハ弗	, / 41 -	누ㅁ 노스 4	75 F	ビラ	の作	成									2	25,300円
支出のうち公費	识	ポスターの作成											6	94,800円		
	計										9:	20,100円				
報告書受理年月	日	平月	戊 30年	年4月	16日		第2	回報	告分							

候補者氏名 谷 本	正	憲	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年	1月24日	hから 第1回2	_
出納責任者氏名 川 渕	J —	知								別间	平成30年	3月22日	まで第1回の	ול
収		入								支	5	出		
						円							円	,
主たる寄附							人	件	費				1, 252, 000)
(氏名・団体名)				(害	引附客	頁)	家	屋	費				2, 474, 043	3
石川の21世紀を拓く会				6, 0	00, 0	00	追	建学马	事務所	費			2, 180, 773	3
谷本正憲石川県連合後	接会			3, 0'	70, 4	61	身	是合金	会場費				293, 270)
							通	信	費				133, 520)
その他の収入				3,00	00, 0	00	交	通	費				300, 969)
							印	刷	費				2, 319, 000)
							広	告	費				2, 272, 320)
							文	具	費				146, 356	3
							食	糧	費				175, 513	3
							休	泊	費				262, 150)
							雑		費				968, 663	3
総計			1	12, 0	70, 4	61	総		計				10, 304, 534	Ł
					項			目				金	額	
支出のうち公費負担相当	·		の作品	**									777, 400円	
入田ツノウム貝科理作品	1115	ポス	ター	の作	成								1, 290, 860円	
							計						2,068,260円	
報告書受理年月日 平	成30年	年3月	26日	į	第1	回報	告分							

候補者氏名	谷	本	正	憲	所	属	党	派	無	所	属	#n BB	平成30	年4月	5	目から	# o EI
出納責任者氏名	Щ	渕	_	知								期間	平成30	年4月	5	目まで	第2回分
	収			入								支		Ļ	Ц		
								円									円
主たる寄附									家	屋	費						244, 551
(氏名・団体名)						(字	导附奢	預)	į	医举事	事務所	費					71, 211
谷本正憲石川県	県連合	含後 指	受会			4	48, 8	313	多	集合 会	会場費						173, 340
									雑		費						204, 262
今 回 計						4	48, 8	813	今	口	計						448, 813
前 回 計						12, 0	70, 4	61	前	口	計					10,	304, 534
総計					1	12, 5	19, 2	274	総		計					10,	753, 347
							項			目					金		額
支出のうち公費生	5 +p +	口业岁	百	ビラ	の作	成										7	77, 400円
メロップり公員	只 7旦个	口二百	R	ポス	ター	の作	成									1, 29	90,860円
									計							2,00	68, 260円
報告書受理年月日	1	平月	文30 ^左	丰4月	9 日		第2	回報	告分								

石川県選挙管理委員会告示第78号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項及び第2項の規定により、平成30年3月11日執行の石川県議会 議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年7月31日

石川県選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成30年3月11日執行石川県議会議員補欠選挙(金沢市選挙区)

- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,858,500円
- 3 報告書の要旨(50音順)

候補者氏名	亀	田	良	典	所	属	党	派	日本	共	産 党	1001 - 1007	平成30年	2月23日だ	136	1970
出納責任者氏名	村	田		茂		335 13						期間		3月20日言		第1回分
	収			入								支	ξ	出		
								円								円
主たる寄附									人	件	費					45,000
(氏名・団体名)			(職	業)	(字	 字 附 名	預)	家	屋	費					147, 500
日本共産党金	沢地区	区委員	員会			1	50, 6	501	追	圣 学马	事務所	費				143, 500
日本共産党石	川県会	会館				1	35,0	000	身	 合会	会場費					4,000
日本共産党能	登地区	区委員	員会				45,0	000	通	信	費					3, 450
小 林	稔			無	職		45,0	000	印	刷	費					344, 400
									広	告	費					161, 640
									文	具	費					8,000
									食	糧	費					5, 158
									雑		費					4, 853
総計						3	75, 6	501	総		計					720, 001

83	支出のうち公費負担	扣水炮		項	目	金	額	
	又山のうら公賃負担	作目領	ポスターの	作成			344, 400円	
	報告書受理年月日	平成30	年3月26日	第1回報告	 i 分			1

候補者氏名	亀	田	良	典	所	属	党	派	日本	共	産 党	期間	平成:	30年4	4月	3日から	笠 0 同八
出納責任者氏名	村	田		茂								別间	平成:	30年4	4月	4日まで	第2回分
	収			入								支			出		
								円									円
主たる寄附									食	糧	費						23, 520
(氏名・団体名)					(字	 「	須)	雑		費						1,000
日本共産党金	沢地	区委員	員会				24, 5	520									
今 回 計							24, 5	520	今	口	計						24, 520
前回計						3	75, 6	501	前	П	計						720, 001
総計						4	00, 1	21	総		計						744, 521
士田のされ八曲	∠ 4π 4	-0.17 #	525				項			目					金	È	額
支出のうち公費	冥担1	旧当都	リー	ポス	ター	の作	成									3-	44, 400円
報告書受理年月	日	平月	戊 30年	年4月	6 日		第 2	回報	告分								

候補者氏名	北	幸	栽	所	属	党	派	無	所	属	出日日	平成30年 平成30年	2月1	6日から	第1回分
出納責任者氏名	北	幸	栽								期間	平成30年	3月8	3日まで	弗 1 凹分
	収		入								支		出		
							円								円
その他の収入					2	08, 9	50	人	件	費					208, 950
								印	刷	費					869,000
総 計					2	08, 9	50	総		計				1,	077, 950
支出のうち公費	台 to t	日业好				項			目				金		額
メ山のりり公賃	貝担作	11日假	ポス	ター	の作	成								80	69,000円
報告書受理年月	日	平成30	年3月	12日		第1	回報	告分							

候補者氏名	太郎	田	真	理	所	属	党	派	自由	民	主党	廿日日日	平成30年	1月2	6日から	笠1同八
出納責任者氏名	園	部	和	浩								期間	平成30年	3月2	2日まで	第1回分
	収			入								支		出		
								円								円
主たる寄附									人	件	費					410,000
(氏名・団体名))					(書	引附客	頁)	家	屋	費					436, 130
自由民主党石	川県支	部連	合会	<u>></u>		3	00,0	00	迢	選挙事	事務所	費				259, 200
									身		会場費					176, 930
その他の収入						2, 2	42, 4	12	印	刷	費				1	, 632, 852
									広	告	費					985, 716
									文	具	費					30, 606
									雑		費					143, 200
総計						2, 5	42, 4	12	総		計				3	, 638, 504
古山のるた 公弗	台	业 好百	. [項			目				金		額
支出のうち公費	貝担作	∃領	1	ポス	ター	の作	成								1, 0	96,092円

報告書受理年月日 平成30年3月26日 第1回報告分

候補者氏名	長	坂	星	児	所	属	党	派	無	所	属		平成30年	1 日 5	こ日から	
			生.		121	//均	ル	VIV	7777	121	//均	期間				第1回分
出納責任者氏名	瀬	戸		潤									平成30年	21 24 0-20	3日まで	
	収			入								支		出		
								円								円
その他の収入						5,8	00,0	00	人	件	費					495, 000
									家	屋	費				1	, 699, 827
									追	建举事	事務所	費			1	, 469, 427
									身	[合会	会場費					230, 400
									通	信	費					50, 371
									印	刷	費				1	, 281, 540
									広	告	費					261, 460
									文	具	費					10, 150
									食	糧	費					105, 265
									雑		費					130, 514
総計						5,8	00,0	00	総		計				4	, 034, 127
支出のうち公費	台 扣 t	日业多	ri [項			目				金		額
	只124	日二省	只	ポス	ター	の作	成								1, 1	40,270円
報告書受理年月	日	平月	戈 30 ⁴	年3月	26日		第1	回報	告分							

候補者氏名	長	坂	星	児	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30	0年4	月20日	から	笠0回八
出納責任者氏名	瀬	戸		潤								别间	平成30	0年4	月23日	まで	第2回分
	収			入								支			出		
								円									円
									家	屋	費						100,000
									迢	建举事	事務所	費					100,000
									通	信	費						5, 165
									広	告	費					1,	325, 626
									雑		費						55, 063
今回計								0	今	口	計					1,	485, 854
前回計						5, 8	00,0	00	前	口	計					4,	034, 127
総計						5, 8	00,0	00	総		計					5,	519, 981
士山のるた仏典名	. +0 +1	口儿母	z				項			目					金		額
支出のうち公費負	15日刊	日三省	具	ポス	ター	の作	成									1, 1	40,270円
報告書受理年月日		平瓦	戈 30年	年4月	23日		第2	回報	告分								

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成30年3月11日執行石川県議会議員補欠選挙(七尾市選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,818,000円

3 報告書の要旨(50音順)

												-			
候補者氏名	髙	橋	正	浩	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年1	月30日から	第1回分
出納責任者氏名	髙	橋	友	映								州則	平成30年3	月17日まで	第 1 回刀
	収			入								支	:	出	
								円							円
主たる寄附									人	件	費				390,000
(氏名・団体:	名)		(職	業)		(字	 「	頁)	家	屋	費				648,000
山本千									3	選挙	事務所	費			648,000
吉 良 萌	花	7	学	生			90,0	00	印	刷	費				385,000
海 野 将	志	2	学	生			90,0	00	文	具	費				3, 142
瀬口功	雄	4	会社	:役員			90,0	000	食	糧	費				105, 161
その他の収入						1, 5	00,0	000							
総計						1,8	30,0	00	総		計			1	, 531, 303
古田のさた公			項			目				金	額				
文田のプラ公	支出のうち公費負担相当額 ポスターの作成													3	85,000円
報告書受理年	月日	平成	30 [±]	年3月	26日		第1	回報	告分						

候補者氏名	髙	橋	正	浩	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年	3月	28日から	第2回分
出納責任者氏名	髙	橋	友	映								別則	平成30年	4月	2日まで	- 第 4 凹刀
	収			入								支	į.	出		
								円								円
									家	屋	費					105, 000
									逞	建举事	事務所	費				105, 000
									印	刷	費					86, 400
									広	告	費					187, 920
今回計								0	今	口	計					379, 320
前 回 計						1,8	30,0	000	前	口	計				1	, 531, 303
総計						1,8	30,0	000	総		計				1	, 910, 623
古山のると小典	 台 扣	十口 业 岁	e				項			目				4	È	額
支出のうち公費	貝担	作日司爷	貝	ポス	ター	の作	成								3	85,000円
報告書受理年月	日	平原	戈 30名	年4月	4 日		第 2	回報	告分							

候補者氏名	和田田	内	和	美	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年:	2月23日から	第1回	1/\
出納責任者氏名	國	光	秀	彦								別則	平成30年:	3月20日まで	· 弗 I 凹	河
	収			入								支	Ē.	出		
								円							F	Э
その他の収入						2, 4	19, (090	家	屋	費				164, 58	31
									追	建举事	事務所	費			164, 58	31
									印	刷	費				747, 48	80
									広	告	費			1	, 052, 13	86
									食	糧	費				433, 11	3
									雑		費				21, 78	30
総計						2, 4	19, (090	総		計			2	419, 09	00

第13127号

古山のると公弗名切	+□ 1/1 <i>4</i> /5		項	目	金 額	
支出のうち公費負担相当額		ポスターの	作成			600,600円
報告書受理年月日	平成30	年3月23日	第1回報告			

候補者氏名	和	田内	和	美	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年	三3月2	8日から	第2回分
出納責任者氏名	或	光	秀	彦								规則	平成30年	三3月2	8日まで	第 Z 四刀
	収			入								支	5	出		
								円								円
その他の収入						9	11, 5	00	人	件	費					639, 000
									家	屋	費					250,000
					選挙事務所費							250,000				
今 回 計						9	11, 5	00	今	口	計					889, 000
前回計						2, 4	19,0	90	前	口	計				2	, 419, 090
総計						3, 3	30, 5	90	総		計				3	, 308, 090
士川のされ八典名和和火佐				項						目				金		額
支出のうち公費負担相当額			Į [ポスターの作成											6	00,600円
報告書受理年月日 平成30年3月29日 第2回報告分																

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成30年3月11日執行石川県議会議員補欠選挙(能美市能美郡選挙区)

- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,766,800円
- 3 報告書の要旨(50音順)

候補者氏名	橋	本	崇	史	所	属	党	派	無	所	属	期間	平成30年	1月23日から	第1回分
出納責任者氏名	本	江	信	-								丹川町	平成30年	3月8日まで	第 1 四分
	収			入								支	į	出	
								円							円
その他の収入						7	00, 0	00	人	件	費				30, 000
									家	屋	費				201, 655
									逞	建举事	事務所	費			201, 655
									通	信	費				6, 560
									印	刷	費				396, 495
									広	告	費				401, 560
									文	具	費				7, 672
									食	糧	費				770
									雑		費				43, 866
総 計						7	00, 0	00	総		計			1	, 088, 578
古出のさた公典を	TE _		項			目				金	額				
支出のうち公費負担相当額				ポス	成							3	96, 495円		
報告書受理年月	1	平原	戈 30年	丰3月	13日		第1	回報	告分						